

## 第14回 「京都市路上喫煙等対策審議会」 議事次第

開催日	平成29年1月25日(水)
時間	午後2時30分～
会場	職員会館かもがわ 3階 大多目的室

### 1 開会あいさつ(文化市民局長)

### 2 報告案件

- ・ これまでの路上喫煙対策の取組について

### 3 その他

### 4 閉会あいさつ(くらし安全推進部長)



## 第14回「京都市路上喫煙等対策審議会」

### 配布資料

京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

資料1	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例・施行規則・・・P.	1
資料2	これまでの路上喫煙対策の主な取組について・・・P.	9
資料3	周知啓発について・・・P.	15
資料4	過料処分件数について・・・P.	25
資料5	路上喫煙率について・・・P.	27
資料6	喫煙場所の設置について・・・P.	29
資料7	「たばこマナー向上活動団体」制度の取組について・・・P.	33

京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
会 長	吉田 雄大	弁護士
副会長	成田 秀樹	京都産業大学法学部教授
委 員	宇津 克美	京都商店連盟会長
〃	小石 玖三主	京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議 代表副幹事
〃	諏訪 雅紀子	市民公募委員
〃	土谷 美知子	洛和会音羽病院呼吸器内科部長
〃	本城 武子	市民公募委員
〃	南 美音	京都市立中学校P T A連絡協議会庶務

平成19年6月1日  
条例第2号

## 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、路上喫煙等の禁止等により、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙等 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。

### (本市の責務)

第3条 本市は、路上喫煙等の禁止等に関する施策を実施するとともに、路上喫煙等の禁止等に関する市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

### (市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、路上喫煙等の禁止等に関する本市の施策に協力しなければならない。

### (路上喫煙等禁止区域の指定)

第5条 市長は、市民等の身体及び財産への被害を防止し、並びに市民等の健康への影響を抑制するため特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、期間又は時間を限って行うことができる。
- 3 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第7条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該路上喫煙等禁止区域内の見やすい場所に、別に定めるところにより標識の設置又は標示をしなければならない。

5 路上喫煙等禁止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。  
(路上喫煙等禁止区域における路上喫煙等の禁止)

第6条 何人も、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない。  
(審議会)

第7条 路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第8条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第11条 第6条の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、市規則で定める日から施行する。(平成20年3月27日規則第74号で平成20年6月1日から施行)

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(路上喫煙等監視指導員)

第2条 路上喫煙等の禁止等に係る啓発活動，路上喫煙等禁止区域における指導，条例第11条に規定する過料（以下「過料」という。）の処分及び徴収（以下「過料の処分等」という。）その他の路上喫煙等の禁止等に関する事務を行わせるため，路上喫煙等監視指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は，市長が任命する。

3 指導員は，路上喫煙等の禁止等に関する事務を行うときは，路上喫煙等監視指導員証（第1号様式）を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。

(過料の処分等に係る権限の委任)

第3条 市長は，指導員に過料の処分等に係る権限を委任する。

2 市長は，必要があると認めるときは，過料の処分等に係る事務を自ら執行する。

(標識の様式)

第4条 条例第5条第4項に規定する標識の様式は，第2号様式による。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は，委員の互選により定める。

3 会長は，審議会を代表し，会務を総理する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は，会長が招集する。ただし，会長及び副会長が在任しないときの審議会は，市長が招集する。

2 会長は，会議の議長となる。

3 審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

4 審議会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(過料)

第9条 過料の額は、1,000円とする。

2 過料の処分に係る地方自治法第255条の3第1項の規定による告知及び弁明の機会の付与は、路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書(第3号様式)により行うものとする。

3 過料の処分の通知は、路上喫煙等に係る過料処分決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年10月24日規則第47号)

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日規則第75号)

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第99号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

路上喫煙等監視指導員証		第 号
写真	所 属	
	氏 名	
		年 月 日生
上記の者は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第2条第1項に規定する路上喫煙等監視指導員であることを証明します。		
	年 月 日	
	京都市長	印

第2号様式（第4条関係）



備考 たばこの図柄（火が付いていることを表す部分を除く。）は黒色，煙の図柄は青色，文字及び地は白色，その他の部分は赤色とする。

第3号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書

様	路上喫煙等監視指導員 <span style="float: right;">⑨</span>
住所	告知の年月日                      年      月      日
電話                      ー	

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処せられることとなります。	
違反行為の日時	年              月              日    時              分
違反行為の場所	京都市              区
この処分に先立ち、地方自治法第255条の3第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与します。	
弁明の方法	弁明を記載した書面の提出
提出先	
提出期限	年              月              日

注1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合は、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

第4号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料処分決定通知書

様	路上喫煙等監視指導員 <span style="float: right;">㊟</span>
住所	通知の年月日                      年    月    日
電話                      ー	

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処します。

違反行為の日時	年    月    日                      時    分
違反行為の場所	京都市                      区

備考1 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2 第3条第2項の規定により市長が自ら事務を行う場合は、この様式中「路上喫煙等監視指導員 ㊟」とあるのは、「京都市長 ㊟」とする。



## これまでの路上喫煙対策の主な取組について

19年 6月 1日	「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を施行
7月 1日	(路上喫煙等監視指導員を採用 6人)
8月10日	諮問1「路上喫煙等禁止区域の指定について」
9月19日	答申1「路上喫煙等禁止区域の指定について」
11月 1日	「市内中心部10路線」(約7.1km)を「路上喫煙等禁止区域」に指定
20年 2月19日	諮問2「過料の金額及び徴収開始時期について」 答申2「過料の金額及び徴収開始時期について」
6月 1日	過料1千円の徴収を開始
21年11月 2日	諮問3「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
22年 4月 6日	答申3-1「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
7月 1日	「市内中心部10路線」を「御池通, 河原町通, 四条通及び烏丸通で囲まれた地域」に拡大(約9.4km・計16.5km) (路上喫煙等防止啓発推進員を任命)
23年 4月 1日	(路上喫煙等監視指導員を増員 6人→9人)
6月 9日	答申3-2「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
24年 2月 1日	「京都駅地域」及び「清水・祇園地域」を「路上喫煙等禁止区域」に指定 (約10.9km・計27.4km)
25年 1月15日	「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施3団体を認証
26年10月 1日	「たばこマナー向上活動団体」制度3団体を認証 【西大路駅周辺を美しくする会, 龍谷大学学生部及び学友会中央執行委員会, 佛教大学】
12月 1日	「たばこマナー向上活動団体」制度2団体を認証 【御園橋801商店街振興組合, つむぎの街マナー向上隊】
27年 6月15日	「たばこマナー向上活動団体」制度1団体を認証 【中書島繁栄会】
8月14日	「たばこマナー向上活動団体」制度2団体を認証 【東山区シニアクラブ連合会(文化観光専門部会), 京都駅周辺を美しくする会】
12月 1日	「たばこマナー向上活動団体」制度1団体を認証 【白川グッドマナープロジェクト(白美会・白川を創る会)】

平成19年9月19日

答申1「路上喫煙等禁止区域の指定について」(抄)

### 1 禁止区域の指定の考え方

- (1) 喫煙する自由を制限する「禁止区域」の指定は、周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じる(危険性が高い)と想定される地域に限定すべきである。
- (2) 禁止区域の指定に当たっては、市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、かつ、実効性のある取組を進めていくことができる区域とすることが重要である。

### 2 具体的な禁止区域について

禁止区域を「路上喫煙が行われると、やけど等の被害や健康への影響が生じる危険性が高い、平日及び休日の平均通行者数がともに1,000人以上ある路線」とし、下記に掲げる路線を指定することを妥当とする。

<b>河原町通</b> (御池通から四条通まで)	<b>裏寺町通</b> (六角通から四条通まで)
<b>新京極通</b> (三条通から四条通まで)	<b>寺町通</b> (御池通から四条通まで)
<b>烏丸通</b> (御池通から四条通まで)	<b>三条通</b> (三条大橋から烏丸通まで)
<b>六角通</b> (河原町通から寺町通まで)	<b>蛸薬師通</b> (河原町通から寺町通まで)
<b>錦小路通</b> (新京極通から烏丸通まで)	<b>四条通</b> (東大路通から烏丸通まで)

### 3 付帯意見

- 路上喫煙等禁止区域の指定については、市民や観光客に対して十分周知を図るとともに、同区域内において路上喫煙等を行う者に対して路上喫煙をやめるよう徹底した指導を行うこと。
- 喫煙者と非喫煙者の共存を目指す観点から、路上喫煙等禁止区域周辺の適当な場所に、周囲に配慮した喫煙設備を設置すること。
- 今後、多数の通行量がある区域については、必要に応じて路上喫煙等禁止区域に追加指定することを検討すること。

「路上喫煙等禁止区域」(平成19年11月1日～)



平成20年2月19日

答申2「過料の金額及び徴収開始時期について」(抄)

## 1 金額

過料徴収による抑止効果及び再発防止効果が十分に期待でき、かつ、過料徴収における違反者間の公平性の確保及び現場での効率的な手続きの観点から現金で徴収できる金額として、過料の金額は1千円とすることが妥当である。

## 2 徴収開始時期

平成19年6月1日の条例制定から1年、同年11月1日の禁止区域指定から約半年の節目であり、過料の金額及び徴収開始時期の周知期間として十分な期間が確保でき、更には、春の観光シーズンによる混雑を避けられることから、徴収開始時期は平成20年6月1日とすることが妥当である。

「誰もが安心・安全で気持ちよくくらするまち」の実現に向けて  
**路上喫煙等はやめましょう**

京都市では市内全域で路上喫煙等<sup>※</sup>をしないよう努力する義務を課してあります。  
また、「路上喫煙等禁止区域」での路上喫煙等は禁止されています。  
禁止区域内での違反者には、平成20年6月1日から1,000円の過料を科しています。

The City of Kyoto has made it mandatory to strive not to smoke on the streets within the city limits.  
The city has also established "Public Non-smoking Area" where street smoking is strictly prohibited.  
After June 1, 2008, persons smoking in a Public Non-smoking Area will pay a 1,000 yen fine.

路上喫煙等禁止区域  
Public Non-smoking Area

※「路上喫煙等」とは、道路や公園などの屋外の公共の場所であつてを喫うこと及び火の付いたたばこを所持することを指します。

京都市

平成22年4月6日

答申3-1「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」(抄)

## 1 具体的な禁止区域について

禁止区域周辺での路上喫煙者を減少させることができるとともに、これまで以上に市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、取組の広報効果を高めることができる区域として、京都市が提示した案のとおり指定することを妥当とする。

◎京都市案

河原町通、四条通、烏丸通、御池通で囲まれた本市が管理する道路

ただし、京都市案の囲まれた範囲内にある、誰もが通行でき、広く一般に開放されている私有地については、禁止区域の指定に関して、京都市が土地所有者等に説明し、理解が得られる場合には、適時指定するものとする。

## 2 今後の路上喫煙対策のあり方について

- ・ 禁止区域に指定することによって、高い広報効果が期待できる区域の選定に向けた調査、検討を行うこと。
- ・ 路上喫煙対策を実施する住民団体等と緊密に連携を図り、地域の自主的な活動を支援すること。

「路上喫煙等禁止区域」(平成22年7月1日～)







## 周知啓発について

「路上喫煙等の禁止等に関する条例」の趣旨や「路上喫煙等禁止区域」(過料徴収区域)等について、これまでから、ポスター等の啓発物や路面標示等による標示、啓発事業や観光パンフレット等及びホームページへの啓発記事の掲載などにより、市民や観光旅行者等に対し周知啓発を実施してきており、その結果、過料処分件数は大幅に減少してきている。

しかしながら、違反者のうち、観光旅行者を含む市外の方が占める割合が高くなっており、特に、外国人観光旅行者の違反者が増加していることから、外国人を含む観光旅行者等に対し、より一層の条例周知を図っている。

＜主な新規啓発事業等＞

- ①市民や外国人を含む観光旅行者等の興味を引き、見てもらえるよう、京都らしいデザインのポスターやチラシを新たに作成し、市政広報板等への掲示や観光案内所等への配架等を実施
- ②京都駅八条口駅前広場整備事業に合わせ、5箇国語表記の路面標示(インターロッキング)を設置
- ③市内全域で路上喫煙禁止を啓発するため、市営バス停留所約1,500箇所へ5箇国語表記のステッカーを貼付
- ④過料徴収区域の周辺地対策として、5箇国語表記のステッカーを作成し、木屋町通のボラード等(車止めや照明柱)に貼付
- ⑤5箇国語表記のアドカードを作成し、フォーリンフレンドリータクシーの利用者に、運転手から直接手渡しで配布
- ⑥銀閣寺や伏見稲荷等の観光地や京都三大祭等、外国人観光旅行者等が多く集まる場所や、路上喫煙の課題がある地域など、様々な場所や機会を捉えて街頭啓発を実施
- ⑦京都学生祭典や成人の日記念式典での街頭啓発など、学生等の若年層に対する周知啓発を実施

### 1 啓発物

#### (1) ポスター

##### B 1 及び B 2



##### B 3



外国人観光旅行者等への周知啓発のため、「路上喫煙禁止」を外国語13箇国語で表記したポスター及びチラシを新たに作成

＜ポスターの主な掲示先＞

- ・市政広報板
- ・市営地下鉄全駅の構内
- ・京都駅八条東口周辺
- ・高台寺公園内等の喫煙場所6箇所 など

## (2) チラシ

A 4



＜チラシの主な配架・配布先＞

- ・JNTO 観光案内所  
関西ツーリストインフォメーションセンター京都  
京都市国際交流会館他
- ・京都まちなか観光案内所  
セブンイレブン(市内154店舗)
- ・京都まちなか交通案内所
- ・京都えきなか観光案内所  
JR西日本京都駅鉄道案内所他
- ・京都マラソン参加者(参加案内に同封して送付)

など

## (3) その他（ポケットティッシュ、蛍光ペン、マスク、クリアファイル等）

## 2 標示

### (1) 路面標示



「路上喫煙禁止区域」を5箇国語で表記した路面標示(右側のデザイン)を作成し、四条通及び京都駅南口に計87箇所設置(埋込)

30 cm × 30 cm 及び 40 cm × 40 cm

### (2) 路面シート

○【禁止区域（過料徴収区域）用】

○【市内全域（禁止区域外）用】



40 cm × 30 cm



60 cm × 45 cm



40 cm × 30 cm

(3) 大型路面シート



120 cm × 180 cm



50cm × 200cm

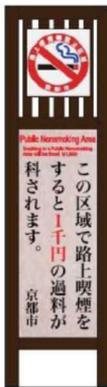
(4) 立看板



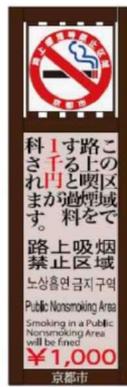
177cm × 40cm

(5) ステッカー

○【禁止区域（過料徴収区域）用】



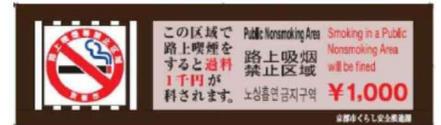
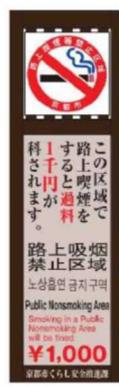
25 cm × 6.5 cm 及び  
16 cm × 4 cm



45 cm × 15 cm



40 cm × 12 cm 及び  
25 cm × 6.5 cm



12 cm × 40 cm

○【市内全域（禁止区域外）用】



20 cm × 5 cm



5 cm × 20 cm

＜市営バス停留所へのステッカー貼付状況＞



市内全域での路上喫煙禁止啓発のため、5箇国語で表記したステッカーを作成し、市内の市営バス停留所約1,500箇所に貼付



6.5cm × 21.5cm



25cm × 6.5cm  
及び 16cm × 4cm

ボラード等(車止め及び照明柱)に貼付できるサイズで5箇国語表記のステッカーを作成し、木屋町通のボラード等123本に各2枚(計246枚)貼付

(6) プレート



45 cm × 15 cm



20cm × 65.5cm

(7) 標識プレート



24.8cm × 20cm

(8) 小型標識板



16cm × 47cm

(9) アドカード



フォーリンフレンズ  
ドリータクシーの  
利用者に配布

9.1cm × 5.5cm

(10) 観光案内サイン (地図に路上喫煙等禁止区域を色分けして標示)



### 3 啓発活動

#### (1) 喫煙場所設置に伴う啓発活動

京都駅南口に新規設置した喫煙場所(3箇所)周辺



#### (2) 四都市（京都・大阪・堺・神戸）合同啓発



#### (3) 街頭啓発

<観光地等>

花見小路



高台寺公園前



伏見稲荷前



観光地や京都三大祭等，外国人観光旅行者等が多く集まる場所などで，路上喫煙等監視指導員による街頭啓発を実施

銀閣寺前



哲学の道周辺



ちやわん坂



嵐山



<その他の地域等>

京大病院前



京都駅前



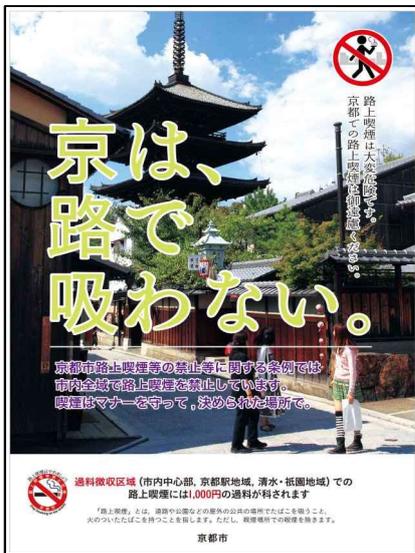
観光地以外でも，人が多く集まる場所や，路上喫煙の課題のある地域など，様々な場所や機会を捉えて街頭啓発を実施



4 観光雑誌等

(1) 観光雑誌

京都びあ掲載記事



<掲載雑誌>

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ・京都びあ           | 平成28年 3月発行   |
| ・京都びあ           | 平成27年 3月発行   |
| ・京都本            | 平成27年 3月発行   |
| ・まっぷる京都         | 平成26年 3月発行   |
| ・まっぷる「京都・大阪・神戸」 | 平成25年10月発行   |
| ・まっぷる「京都へでかけよう」 | 平成25年 8月発行   |
| ・歩くまち京都         | 平成25年 8月発行   |
| ・まっぷる「京都・奈良」    | 平成25年 7月発行 他 |

(2) 観光パンフレット (フリーペーパー)

きゅんきゅん KYOTO 掲載記事

京都市では市内全域で路上喫煙を禁止しています。喫煙はマナーを守って、決められた場所で行いましょう。

**過料徴収区域**  
Public Nonsmoking Area

京都市将努力实现全市区域不在路上吸烟等作为市民应尽的义务。另外，使用标牌“路上吸烟禁止区域”来表示。如在禁止区域内进行路上吸烟等，将对违反者给予1,000日元的罚款。

The City of Kyoto has made it mandatory to strive not to smoke on the streets within the city limits. The city has also established "Public Nonsmoking Area" where street smoking is strictly prohibited, persons smoking in a Public Nonsmoking Area will pay a 1,000 yen fine.

高トビは、市街中心部から遠く離れた地域には、喫煙を許可していません。このため、市街中心部から遠く離れた地域には、喫煙を許可していません。

特に人通りが多く、やけど等の危険性が高い地域を**過料徴収区域**として指定しています。上記の区域で路上喫煙をすると**¥1,000の過料**を徴収します。

**危険です!「歩きスマホ」はやめましょう**  
「しっかり前を見て歩く」それだけで防げる事故、守れる命があります。あなたは、事故を起こすリスクを背負ってでも、スマートフォンを見つめ続けようと思いませんか。スマートフォンは、安全な場所、迷惑にならない場所で、使用しましょう。

京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

京都市では市内全域で路上喫煙を禁止しています。喫煙はマナーを守って、決められた場所で行いましょう。

京都市将努力实现全市区域不在路上吸烟等作为市民应尽的义务。另外，使用标牌“路上吸烟禁止区域”来表示。如在禁止区域内进行路上吸烟等，将对违反者给予1,000日元的罚款。

The City of Kyoto has made it mandatory to strive not to smoke on the streets within the city limits. The city has also established "Public Nonsmoking Area" where street smoking is strictly prohibited, persons smoking in a Public Nonsmoking Area will pay a 1,000 yen fine.

高トビは、市街中心部から遠く離れた地域には、喫煙を許可していません。このため、市街中心部から遠く離れた地域には、喫煙を許可していません。

特に人通りが多く、やけど等の危険性が高い地域を**過料徴収区域**として指定しています。下記の区域で路上喫煙をすると**¥1,000の過料**を徴収します。

**危険です!「歩きスマホ」はやめましょう**  
「しっかり前を見て歩く」それだけで防げる事故、守れる命があります。あなたは、事故を起こすリスクを背負ってでも、スマートフォンを見つめ続けようと思いませんか。スマートフォンは、安全な場所、迷惑にならない場所で、使用しましょう。

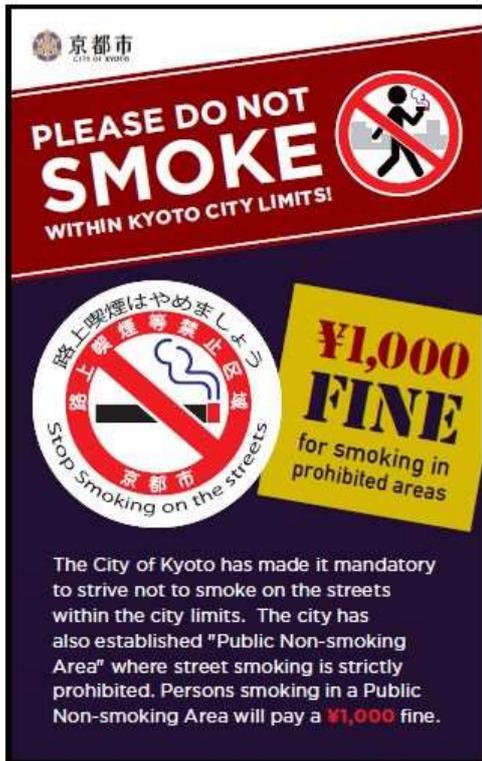
京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

<掲載フリーペーパー>

- ・きゅんきゅん KYOTO
- ・祇園祭 宵山・巡行ガイド 2016(日本語版)
- ・るるぶ FREE 京都
- ・市バス・地下鉄路線図
- ・京都駅発時刻表
- ・京都散策物語
- ・京都さくらマップ など

▼主な外国人向けフリーペーパー

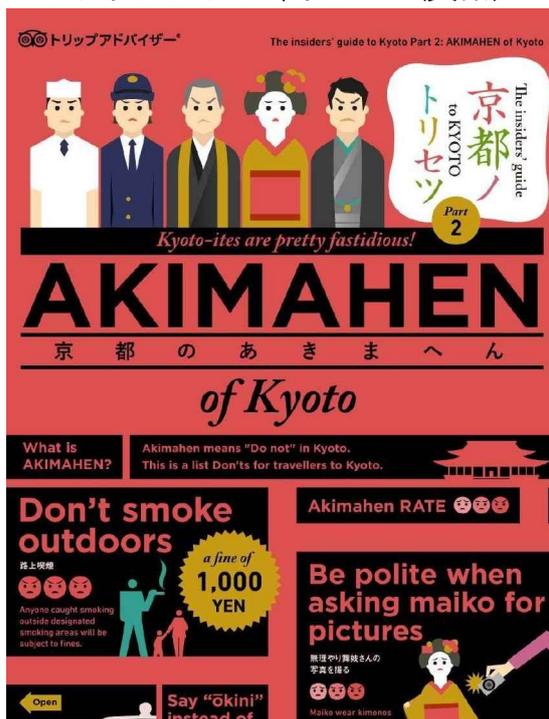
WhyKYOTO? (英語)



KYOTO RECOMMENDS (英語)



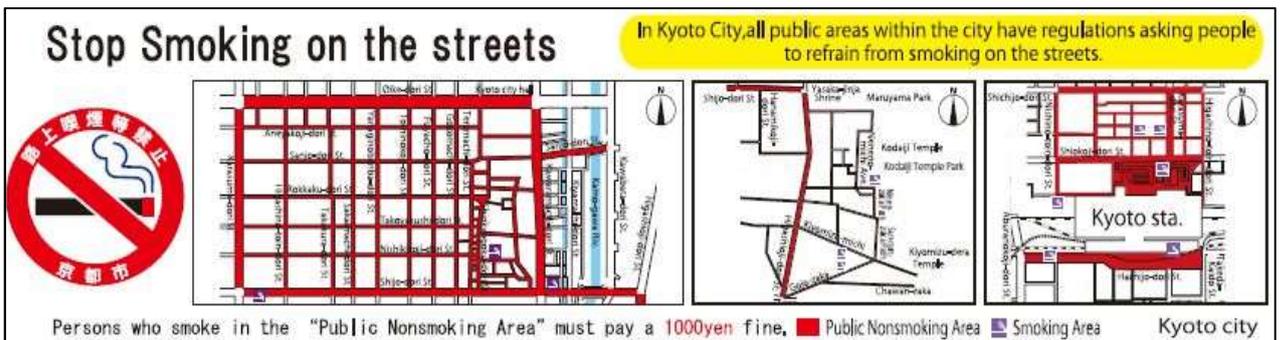
トリップグラフィックス (英語)



トリップグラフィックス (中国語)



祇園祭 宵山・巡行ガイド(英語版)



京都観光マップ(路上喫煙等禁止区域(過料徴収区域)を色分け等)

日本語, 英語, 台湾語(繁体字), 中国語(簡体字), 韓国・朝鮮語(ハングル)で掲載

地図

啓発広告



(3) ホームページ

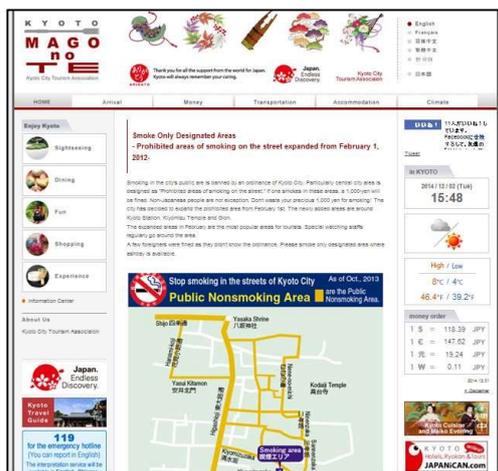
京都市情報館

京都観光 Navi (観光 MICE 推進室)



KYOTO MAGO no TE【6 箇国語】  
(京都市観光協会)

Kyoto Official Travel Guide【外国語 13 箇国語】  
(京都文化交流コンベンションビューロー)



(4) その他

ゼスト御池地下街デジタル・サイネージ啓発広告



ゼスト御池地下街に設置された大型マルチスクリーン及び中型デジタル・サイネージ計16箇所、5箇国語で表記した啓発広告を掲載

市営地下鉄駅ホーム可動柵啓発広告（京都駅（北行き））



地下鉄の乗降客数の多い京都駅に、市内方面へ移動する人を対象として、5箇国語で表記した啓発記事を烏丸線プラットホーム（北行き）の可動柵に計10面掲示

5 「きょうと動画情報館」市政広報動画

平成25年度



タイトル シロくんとクロくんの路上喫煙絶対ノンノン～京都観光編～  
 制作 同志社女子大学学芸学部 情報メディア学科  
 時間 3分40秒  
 配信開始 平成25年11月21日

平成26年度



タイトル ほんなりレンジャー～公共マナー啓発の巻～  
 制作 同志社女子大学学芸学部 情報メディア学科  
 時間 8分00秒  
 配信開始 平成26年10月31日

## 過料処分件数について

過料処分件数は、路上喫煙等禁止区域の拡大により、平成24年度までは増加していたが、路上喫煙等監視指導員による巡回啓発や、様々な機会を捉え、周知・啓発に努めてきたことにより、平成25年度以降は大幅に減少している（平成24年度（ピーク時）に対し平成27年度は約67%減少）。

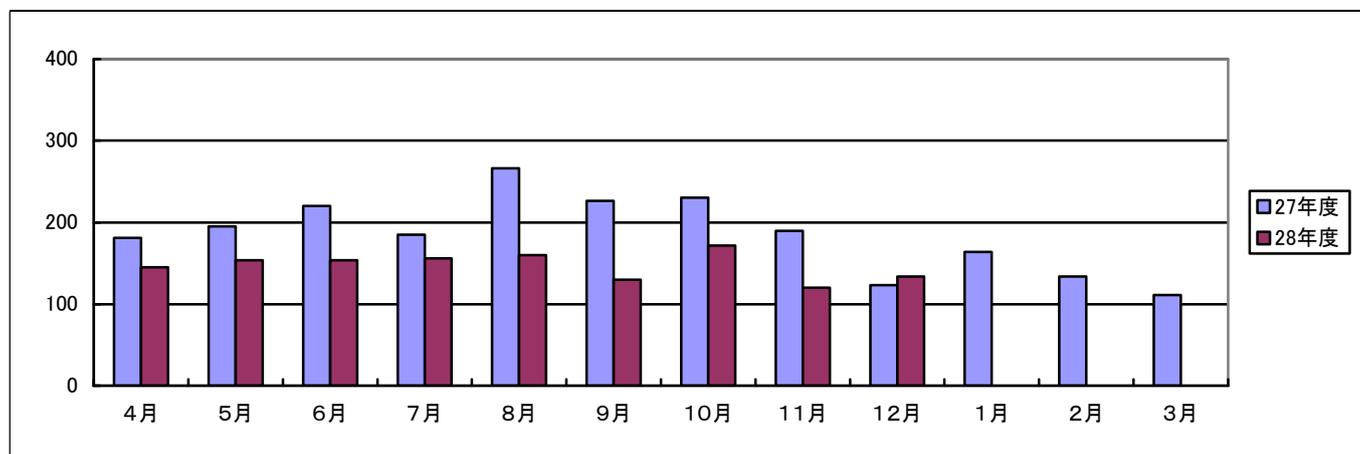
## 1 過料処分件数（年度別）

（平成28年12月末現在）

年 度	件 数 (件)	備 考
平成20年度	480	H20.6.1 過料1千円の徴収を開始
平成21年度	391	
平成22年度	2,754	H22.7.1 「市内中心部10路線」を「御池通, 河原町通, 四条通及び烏丸通で囲まれた地域」に拡大
平成23年度	5,638	H24.2.1 「京都駅地域」及び「清水・祇園地域」を「路上喫煙等禁止区域」に指定
平成24年度	6,794	
平成25年度	4,380	
平成26年度	2,968	
平成27年度	2,225	
平成28年度	1,325	平成28年12月末現在 (参考 平成27年12月末1,816件)
合 計	26,955	

## 2 過料処分件数（月別）

（※下図は、全地域の月別件数をグラフにしたもの。）



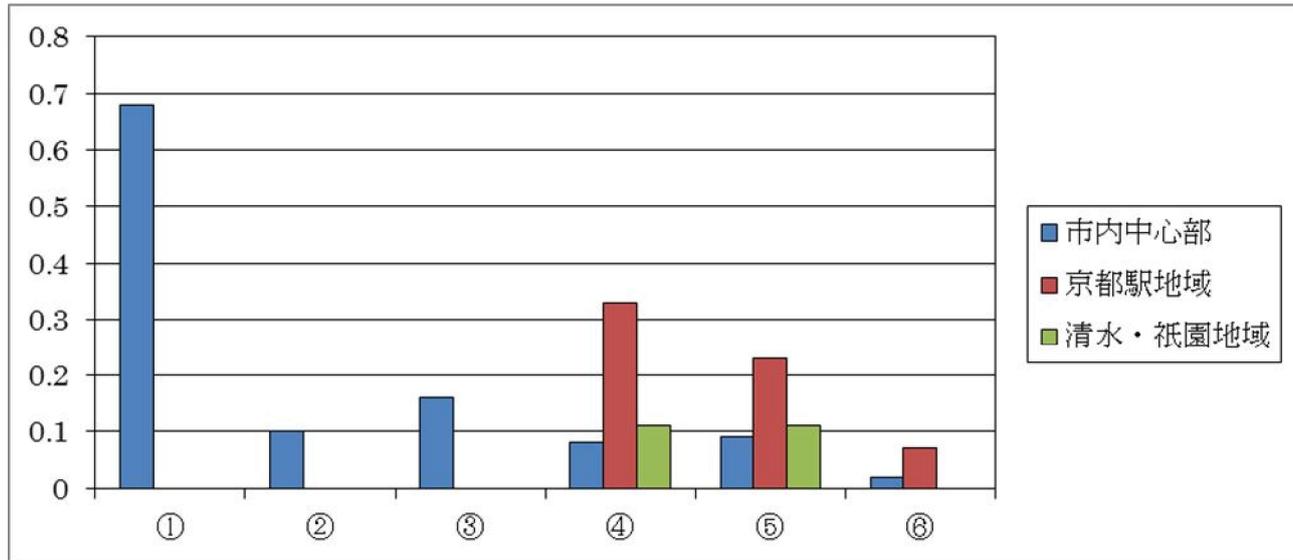
	地域名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
27年度	全地域	181	195	220	185	266	226	230	190	123	164	134	111	2,225
	市内中心部	61	53	81	73	82	61	65	70	33	71	42	43	735
	京都駅	98	125	120	94	161	135	135	97	72	75	67	47	1,226
	清水・祇園	22	17	19	18	23	30	30	23	18	18	25	21	264
28年度	全地域	145	154	154	156	160	130	172	120	134				1,325
	市内中心部	50	55	48	47	47	54	64	33	51				449
	京都駅	83	72	77	85	82	42	81	59	61				642
	清水・祇園	12	27	29	24	31	34	27	28	22				234



路上喫煙率について

1 時間当たりの通行者数と喫煙者数を、平日と休日の各 1 日、昼間と夕方に定点調査を行っている。

市内中心部では、平成 22 年 7 月に「御池通、河原町通、四条通及び烏丸通で囲まれた地域」を禁止区域に指定した後、路上喫煙率は一時上昇したが、3 地域とも、禁止区域に指定する前と比べて減少している。



※路上喫煙率：1 時間当たりの通行者に占める喫煙者の割合 (単位：%)

	調査時期	市内中心部	京都駅地域	清水・祇園地域	備 考
①	平成 19 年 7 月 ～9 月	0. 6 8			H19. 11. 1 「市内中心部 10 路線」を 「路上喫煙等禁止区域」に指定
②	平成 20 年 8 月	0. 1 0			H20. 6. 1 過料 1 千円の徴収を開始
③	平成 22 年 8 月	0. 1 6			H22. 7. 1 「市内中心部 10 路線」 を「御池通、河原町通、四条通及 び烏丸通で囲まれた地域」に拡大
④	平成 23 年 12 月	0. 0 8	0. 3 3	0. 1 1	H24. 2. 1 「京都駅地域」及び「清水・祇園 地域」を「路上喫煙等禁止区域」 に指定
⑤	平成 24 年 2 月	0. 0 9	0. 2 3	0. 1 1	
⑥	平成 28 年 10 月	0. 0 2	0. 0 7	0. 0 0	



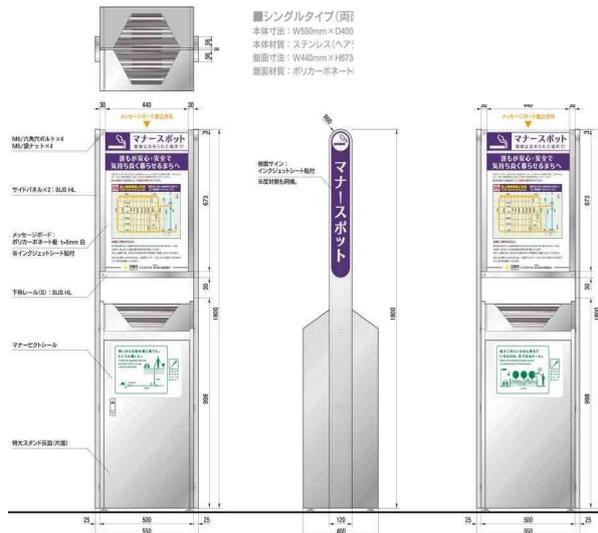
## 喫煙場所の設置について

喫煙マナーの向上や、喫煙者と非喫煙者の共存の観点から、路上喫煙等による危険性がなく、周囲に配慮した喫煙場所の設置に取り組んでいる。

また、京都市以外が設置している喫煙場所についても、協力が得られたところについては、条例の趣旨を周知啓発するメッセージボードを設置している。

	設 置 場 所 等		供用開始日
①	四条西木屋町（西木屋町通四条上る）	路上喫煙等禁止区域	H20. 5. 31
②	新京極公園内（新京極東裏通蛸薬師下る）	路上喫煙等禁止区域	H23. 6. 6
③	清水坂観光駐車場（休憩所内）	路上喫煙等禁止区域	H24. 1. 21
④	清水坂観光駐車場（北側緑地帯内）	路上喫煙等禁止区域	H24. 1. 21
⑤	京都駅北口広場（京都駅バスターミナル東）	路上喫煙等禁止区域	H24. 2. 1
⑥	東塩小路公園内（西洞院通塩小路下る）	路上喫煙等禁止区域	H24. 2. 1
⑦	山科駅前（山科駅前バスロータリー北側）	たばこマナー向上活動団体活動区域	H25. 3. 27
⑧	京都駅八条東口	路上喫煙等禁止区域	H26. 4. 3
⑨	JR 山科駅前北広場	たばこマナー向上活動団体活動区域	H26. 10. 25
⑩	JR 西大路駅前	たばこマナー向上活動団体活動区域	H26. 10. 29
⑪	高台寺公園内	路上喫煙等禁止区域	H27. 12. 7
⑫	JR 桂川駅前	たばこマナー向上活動団体活動区域	H27. 12. 10
⑬	京阪中書島駅前	たばこマナー向上活動団体活動区域	H27. 12. 10
⑭	京都駅八条西洞院	路上喫煙等禁止区域	H27. 12. 15
⑮	京都駅みやこ夢てらす	路上喫煙等禁止区域	H28. 12. 22
⑯	京都駅八条西口	路上喫煙等禁止区域	H28. 12. 22
⑰	京都駅サンクンガーデン前	路上喫煙等禁止区域	H28. 12. 28

## 灰皿



## メッセージボード



## 喫煙場所

### ①四条西木屋町



### ②新京極公園内



### ③清水坂観光駐車場（休憩所内）



### ④清水坂観光駐車場（北側緑地帯内）



⑤ 京都駅北口広場



⑥ 東塩小路公園内



⑦ 山科駅前 (山科駅前バスロータリー北側)



⑧ 京都駅八条東口



⑨ J R 山科駅前北広場



⑩ J R 西大路駅前



⑪ 高台寺公園内



⑫ J R 桂川駅前



⑬ 京阪中書島駅前



⑭ 京都駅八条西洞院



⑮京都駅みやこ夢てらす



⑯京都駅八条西口



⑰京都駅サンクンガーデン前



## 「たばこマナー向上活動団体」制度の取組について

市内全域において、「路上喫煙はいけない。」という認識を浸透させるため、市民や事業者等の団体による喫煙マナーの向上を図るための自主的な活動を支援・協働する「たばこマナー向上活動団体（以下「活動団体」という。）」制度を創設し、活動意欲や活動区域の属性（大学付近、商店街、駅前）などを考慮して3団体を認証し、平成25年1月からモデル実施を行った。

平成26年度からの本格実施においては、モデル実施の状況を踏まえ、大学や駅周辺、商店街などの5団体を認証し、喫煙場所の設置や啓発活動に係る支援を行った。

平成27年度は、観光旅行者の乗降も多い駅前の商店街である「中書島繁栄会」、内外の観光旅行者に観光案内を行っている「東山区シニアクラブ連合会」、そして地域の清掃活動等を行っている企業や団体が構成している「京都駅周辺を美しくする会」及び「白川グッドマナープロジェクト」の4団体を認証し、引き続き、喫煙場所の設置や啓発物品の支援等を行うことにより、たばこマナーの向上等に大きな効果があり、結果として、過料徴収件数の減少等につながったと考えている。

「たばこマナー向上活動団体」制度の支援団体は、平成27年12月1日に12団体目を認証し、京プラン実施計画（年次計画編）の目標値（平成28年度までに12団体）を達成したことで、平成28年度末をもって新規団体の認証を終了する。

今後は、認証団体だけでなく、路上喫煙等でお困りの市民や店舗等の方に対して、これまで事業で培ったノウハウを活かし、ステッカーやポスター等の配布などの支援により、「路上喫煙はいけない。」という認識を更に浸透させていく。

### 平成27年度「たばこマナー向上活動団体」制度認証団体

団体名	中書島繁栄会	東山区シニアクラブ 連合会 (文化観光専門部会)	京都駅周辺を 美しくする会	白川グッドマナー プロジェクト (白美会・白川を創る会)
活動区域	京阪中書島駅周辺	東大路四条～七条間の 観光要所	京都駅北口周辺	白川流域 (仁王門橋～川端通)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこマナーの向上</li> <li>・自転車のルール及びマナー</li> <li>・違法駐車対策</li> <li>・歩きスマホの自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこマナーの向上</li> <li>・自転車のルール及びマナー</li> <li>・歩きスマホの自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこマナーの向上</li> <li>・自転車のルール及びマナー</li> <li>・違法駐車対策</li> <li>・歩きスマホの自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこマナーの向上</li> <li>・自転車のルール及びマナー</li> <li>・違法駐車対策</li> <li>・歩きスマホの自粛</li> </ul>
活動状況	・喫煙場所供用開始に伴う啓発活動等	・観光案内マップ（路上喫煙禁止啓発）の配布等	・毎月第2、第4火曜日の清掃活動	白川流域にて定期的な清掃活動等を実施
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京阪中書島駅前に喫煙場所設置</li> <li>・啓発活動への職員の派遣</li> <li>・スタッフジャンパー、帽子、のぼり、うちわ、マスク、ティッシュ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフジャンパー、帽子、横断幕、のぼり、チラシ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビブス、帽子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフジャンパー、帽子、ボールペン、横断幕、のぼり、清掃用具</li> </ul>
認証日	平成27年6月15日	平成27年8月14日	平成27年8月14日	平成27年12月1日

平成26年度「たばこマナー向上活動団体」制度認証団体

団体名	西大路駅周辺を美しくする会	龍谷大学 (学生部, 校友会中央執行委員会)	佛教大学
活動区域	JR 西大路駅周辺	深草キャンパス周辺	紫野キャンパス及び二条キャンパス周辺
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこマナーの向上</li> <li>・自転車のルール及びマナー</li> <li>・違法駐車対策</li> <li>・歩きスマホの自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこマナーの向上</li> <li>・自転車のルール及びマナー</li> <li>・歩きスマホの自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこマナーの向上</li> <li>・自転車のルール及びマナー</li> <li>・違法駐車対策</li> <li>・歩きスマホの自粛</li> </ul>
活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週水曜日の清掃活動</li> <li>・喫煙場所供用開始に伴う啓発活動等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生を中心としたマナー啓発活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回まちピカ☆大作戦の中での啓発活動(H26. 11. 29)</li> <li>・学生に対する概ね毎月1回のマナー啓発活動</li> </ul>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西大路駅前に喫煙場所設置</li> <li>・啓発活動への職員の派遣</li> <li>・トレーナー, かいろ, ウェットティッシュ, ベスト, 清掃用具, スタッフジャンパー, 帽子, のぼり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動への職員の派遣</li> <li>・スイングバナー, ウェットティッシュ, うちわ, ジャケット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動への職員の派遣</li> <li>・のぼり, ウェットティッシュ, ベスト, チラシ, マスク</li> </ul>
認証日	平成26年10月1日	平成26年10月1日	平成26年10月1日

団体名	御薊橋801商店街振興組合	つむぎの街マナー向上隊 (JR 桂川駅周辺)
活動区域	御薊橋801商店街	JR 桂川駅周辺 (つむぎの街)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこマナーの向上</li> <li>・自転車のルール及びマナー</li> <li>・違法駐車対策</li> <li>・歩きスマホの自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこマナーの向上</li> <li>・自転車のルール及びマナー</li> <li>・違法駐車対策</li> <li>・歩きスマホの自粛</li> </ul>
活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御薊橋801商店街イベント等での啓発ポスターの掲示等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桂川駅周辺にて定期的な清掃活動を実施</li> <li>・喫煙場所供用開始に伴う啓発活動等</li> </ul>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフジャンパー, エプロン, 清掃用具</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桂川駅前に喫煙場所設置</li> <li>・啓発活動への職員の派遣</li> <li>・ベスト, 清掃用具, ジャケット, かいろ, ウェットティッシュ, タオル等</li> </ul>
認証日	平成26年12月1日	平成26年12月1日

活動風景

・龍谷大学



・西大路駅周辺を美しくする会



(参 考) 「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施（平成24年度～25年度）

団体名	立命館大学	伏見大手筋商店街振興組合	山科駅前セーフティネット (安朱自治連合会等で構成)
活動区域	立命館大学衣笠キャンパス内及び周辺	伏見大手筋商店街	J R山科駅周辺
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発物品 (のぼり, ポケットティッシュ等)</li> <li>啓発活動への職員の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発物品 (懸垂幕, 立看板, チラシ, ポケットティッシュ等)</li> <li>啓発事業への職員の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発物品 (懸垂幕, 看板, 路面シート, チラシ等)</li> <li>啓発事業への職員の派遣</li> <li>喫煙場所の設置 (山科駅前)</li> </ul>
認証日	平成25年1月15日	平成25年1月15日	平成25年1月15日
事業開始	平成25年1月21日	平成25年3月15日	平成25年3月27日
効果・課題等	<p>大学においては、喫煙をはじめめる年代に対する喫煙マナーの普及啓発は大変重要である。また、キャンパスの全面禁煙化を進める大学では、大学周辺での喫煙マナーの啓発を行う必要性があり、本事業に意欲のある大学と協働して実施することは、学生に対する訴求効果が高く有効である。</p>	<p>多くの人の集まる商店街は、喫煙可能な飲食店もある中、路上禁煙に限って積極的に啓発するのは難しいが、路上喫煙による危険性が高く、また、地域における広報効果も高いため、地域が抱える自転車や歩行者対策などと併せた啓発など支援内容等の工夫が必要である。</p>	<p>駅周辺では、駅構内の禁煙化により、路上喫煙者が他の地域と比べても非常に多いため、喫煙場所の設置等により、喫煙マナーの向上は見られるものの、地域団体だけでなく鉄道事業者と連携した取組みが必要である。</p>